最上川中流だより

水土里ネット（みどり）最上川中流

第７７号

編集と発行
最上川中流土地改良区
〒990-2476 山形市飯沢62番地の2
TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613
E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp
ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

平成28年6月発行

【馬見ヶ崎川の水源：蔵王ダムの風景】

〈 主な項目内容 〉

○第163回総代会開催 …… 2
○第162回総代会開催、新規事業 …… 3
○平成28年度予算のあらまし …… 4
○平成28年度賦課金について …… 6
○平成28年度地区除外決済金について …… 7
○利水豊穣春の祈願祭、管理運営委員会だより 他 …… 8
○水利調整委員及び水利について …… 9
○改良区への通知、使用料・手数料について …… 10
○管理運営委員会と担当職員、事務局機構 他 …… 11
○多面的機能支払交付金活動 他 …… 12

第163回　総　代　会

平成28年度予算等　全案件が可決承認されました

第163回通常総代会が、平成28年３月28日当土地改良区大会議室において開催されました。総代63名の出席をいただき上程された平成28年度予算など全案件（80議案）が原案どおり可決承認されました。

【理事長あいさつ】

第一六三回総代会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の総代会には、ご多忙中にもかかわらず、ご来賓として、西奥羽土地改良調査管理事務所　沼倉最上川支所長、山形県村山総合支庁　渡邊農林技監、山形市農林部　丹野次長のご臨席を賜っております。誠に有難うございます。

また、総代の皆さんには、今年の農作業前の大変お忙しい中をお集まり頂き、心より感謝申し上げる次第であります。

今年は近年にない暖冬で、十二月から二月まで三ヶ月の降雪量も平年の四十パーセントと極端に少なかったようです。日常生活では過ごしやすい日が続きましたが、農家にとっては大きな悪影響が出てきます。キャベツ・大根等の野菜が値下がりしたり、サクランボ等の果樹の生育が進んでいるので、今年の出来具合も心配しているところです。そして、何よりも雪不足で雪解けも早く、改良区としては春先の代掻き期・田植え期の用水不足を懸念しております。今年も、昨年以上の節水節電による適正な水管理にご協力をお願いします。

さて、ＴＰＰの承認案と関連法案が閣議決定され、国会に提出されました。国によると、コメに関しては「備蓄米制度の見直しにより、新たな輸入枠に相当する国産米を買い入れ、市場から隔離するのでＴＰＰによるコメへの影響はない」ということですが、甚だ疑問であります。ＴＰＰ協定に関する情報の収集・分析と適正な対応を行うために県が設置した「山形県ＴＰＰ総合対策本部」でも、昨年の十一月、ＴＰＰ大筋合意内容から想定される山形県のコメへの影響について、「価格低下への影響が懸念される」という分析を行っております。安価な輸入米が流通すれば、国産米全体の価格が低下し、また小麦が安くなることで、パンや麺類の価格が下がれば、益々コメの需要が減って価格の低下へ繋がるのではと危惧しております。農業者の高齢化と後継者不足といわれて久しい中、農業を活性化していくうえには農家の所得を増やし、若い人達が農業をやってみようとするための、生産と経営の確かな保証がなくてはなりません。国にはそのための対策をお願いしたいものです。

「米価が下がったので、土地改良区の賦課金も安くしてくれ」という声も聞こえてきますが、土地改良区の経費は、農業用施設を維持管理していく上で毎年決まって掛かります。また、施設も老朽化しており、大がかりな設備の更新に向けて、現状の賦課金を値上げしないためにも、経費を積立てなければなりません。「必要な水の確保と供給」という土地改良区の重要な役割を持続してゆくためには、耐用年数を超え老朽化した施設は必ず更新しなければならないのが土地改良区の使命であることを、あらためて申し上げさせていただきます。勿論、できる限りの負担軽減を計り、組合員の経営環境が良くなり地域農業が活性化していくよう、土地改良区としてできることをやっていく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いします。

さて、「多面的機能支払交付金」ですが、平成二十八年度より飯塚地区が新規に加わり中流管内では三十一組織が取り組むことになります。当改良区としては、管理課

職員の担当を増員するなど、これまで以上に支援してまいります。交付金の取扱については、山形市においても、従来のとおり、次年度への持越ができるようになったことをご報告いたします。改めて、山形市長をはじめ、関係者の方にお礼申し上げます。

第一六二回　総代会

平成二十七年十二月二十五日　開催

平成二十七年度補正予算　等　全案件が可決承認されました

【議決案件】

議第一号
区有財産（不動産）の処分について

議第二号
平成二十七年度農地耕作条件改善事業の計画変更について

議第三号
平成二十七年度一般会計収支補正予算（第一号）

（他十一議案）

【議決案件】

議第一号
区有財産（不動産）の取得について

議第二号
平成二十七年度一般会計収支補正予算（第二号）

議第三号
平成二十七年度国・県営維持管理事業特別会計収支補正予算（第二号）

（他七十七議案）

【質問をする五十嵐総代】

【質問をする櫻井総代】

◇◇◇平成 28 年度の新しい事業の取り組み◇◇◇

（平成 28 年6月1日　現在）

◆農地耕作条件改善事業◆

○水田の畦畔除去による区画拡大をします

【概要】 水田の畦畔除去による区画拡大をし農地整備を実施し、生産効率の向上を図り農業競争力の強化を図るものです。
（定額助成）（受益面積A=17.0ha）

地区名	北部地区
事業主体	最上川中流土地改良区
実施期間	平成28年度～平成30年度（予定）
概算事業費	17，000千円
負担区分	国庫負担　100%

○排水路を整備します

【概要】 排水路整備を実施し、生産効率の向上を図り農業競争力の強化を図るものです。
（定率助成）（排水路 L=30m）

地区名	志戸田地区
事業主体	最上川中流土地改良区
実施期間	平成28年度
概算事業費	9，400千円
負担区分	国庫負担　50%
	県費負担　4%
	市費負担　30%（山形市）
	地元負担　16%

◆農村地域防災減災事業◆（調査計画事業）

【概要】 地域の生命・財産及び生活の保全等に貢献し、また安定した取水を確保して農家経営の安定と地域全体の防災減災向上を図るため老朽化した谷柏新堰の調査及びその計画の策定等を図るものです。
（受益面積 A=162.0ha）

地区名	南山形地区
事業主体	最上川中流土地改良区
実施期間	平成28年度～平成29年度
事 業 費	12，000千円
負担区分	平成28年度　国庫負担　100%
	平成29年度　未定

※当初、国庫負担50%、県費負担25%、地元負担25%でしたが、制度拡充により国庫負担100%になりました。

一　般　会　計　のあらまし

平成28年度の一般会計収支予算及び各特別会計収支予算は、第163回総代会において議決されました。

収支予算額　303,380,000円

【 収　入 】

［単位：円］

科　　目	本年度予算額
組　合　費	181, 160, 000
財　産　収　入	20, 000
使　用　料	1, 000, 000
補　助　金	10, 000
受　託　費	9, 170, 000
繰　入　金	21, 500, 000
繰　越　金	83, 000, 000
雑　収　入	7, 520, 000

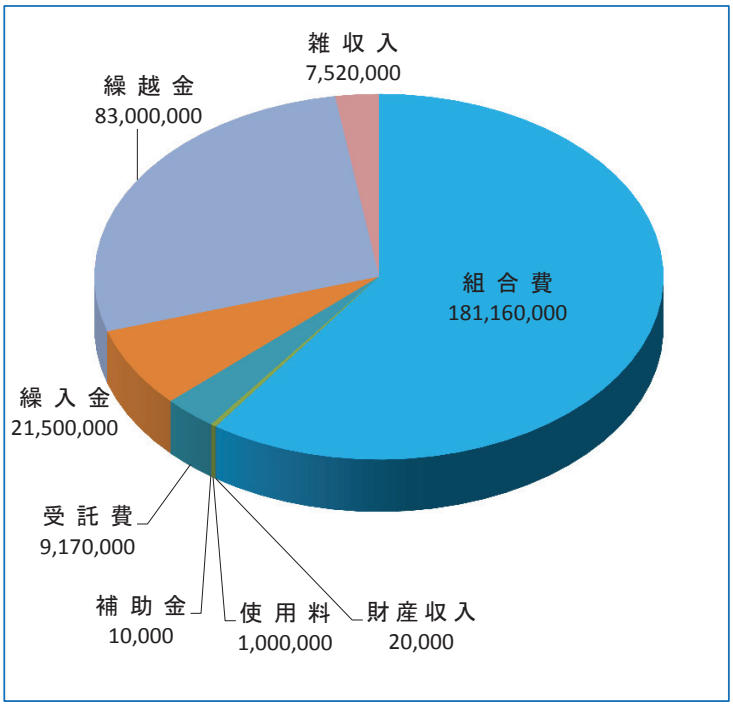

【 支　出 】

［単位：円］

科　　目	本年度予算額
事　務　所　費	173, 350, 000
選　挙　費	10, 000
事　業　費	28, 570, 000
維　持　管　理　費	56, 500, 000
財　産　費	21, 000, 000
分担金及び負担金	23, 010, 000
予　備　費	940, 000

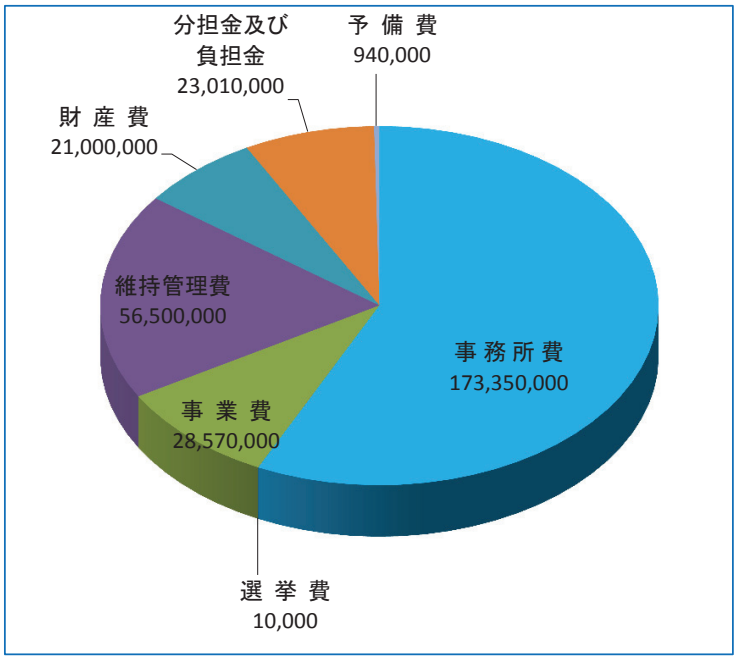

平成28年度 国・県営維持管理事業特別会計収支予算

（単位：千円）

収入			支出		
科目	本年度予算額	附記	科目	本年度予算額	附記
組合費	90,890	国営　10a当たり　1,700円 県営　10a当たり　1,200円	事務費	22,900	国・県営事務諸費
繰越金	53,000	前年度繰越見込額	事業費	32,320	国・県営施設補修工事他
補助金	10		維持管理費	50,510	施設維持管理費
交付金	2,700	適正化事業交付金	分担金及び負担金	15,800	負担金他
補償費	10		繰出金	28,970	基幹施設馬見ヶ崎川特別会計他へ
繰入金	15,000	償却資産準備金積立会計より	加入金	2,420	適正化事業拠出金
雑収入	1,150	未収賦課金他	予備費	9,840	予備費
合計	162,760		合計	162,760	

平成28年度　各特別会計収支予算

（単位：千円）

会計名	収支予算額	会計名	収支予算額
県営基幹水利施設馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別会計	9,860	久保手・北ノ原及び隔間場地区特別積立会計	4,700
県営基幹水利施設門伝揚水機場管理事業特別会計	31,810	出羽・明治地区団体営かんぱい事業特別積立会計	62,290
国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計	3,270	西部地区特別積立会計	265,640
管理棟維持管理特別会計	30,010	北部地区特別積立会計	14,800
多面的機能支払特別会計	90	八ヶ郷地区特別積立会計	6,070
水源涵養林維持管理特別会計	1,690	十文字地区特別積立会計	9,200
大郷地区水田畑地化事業特別会計	16,040	成沢地区特別積立会計	19,680
明治地区特別会計	4,040	南山形地区特別積立会計	1,550
千歳地区特別会計	1,980	中部地区特別積立会計	42,660
出羽地区特別会計	11,520	玉虫地区特別積立会計	28,820
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別会計	12,730	役員退任積立特別会計	13,580
出羽・明治地区団体営かんぱい事業特別会計	36,830	職員退職給与資金特別会計	223,970
西部地区特別会計	46,560	地区除外決済金特別会計	675,270
北部地区特別会計	22,870	明治地区除外決済金特別会計	4,470
八ヶ郷地区特別会計	11,700	千歳地区除外決済金特別会計	4,770
十文字地区特別会計	1,320	出羽地区除外決済金特別会計	20,080
成沢地区特別会計	2,010	久保手・北ノ原及び隔間場地区除外決済金特別会計	3,070
南山形地区特別会計	22,910	出羽・明治地区団体営かんぱい事業地区除外決済金特別会計	11,540
中部地区特別会計	46,980	西部地区除外決済金特別会計	32,780
玉虫地区特別会計	4,240	北部地区除外決済金特別会計	20,550
財政調整資金積立会計	284,620	八ヶ郷地区除外決済金特別会計	18,180
償却資産準備金積立会計	768,830	十文字地区除外決済金特別会計	3,410
補償金特別積立会計	30,420	南山形地区除外決済金特別会計	27,520
明治地区特別積立会計	15,150	中部地区除外決済金特別会計	39,830
千歳地区特別積立会計	220	玉虫地区除外決済金特別会計	6,450
出羽地区特別積立会計	10,330		

平成28年度　賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。

（単位：円）

賦課区分	10a当たり賦課金	第１期	第２期
経常賦課金			
一般賦課金	5,200	2,600	2,600
藤沢川・十文字地区	2,600	1,300	1,300
特別賦課金			
十文字地区	2,600	1,300	1,300
国・県営維持管理事業賦課金			
国営地区	1,700	850	850
県営地区	1,200	600	600
明治地区特別賦課金　全地区	1,400	700	700
千歳地区特別賦課金　全地区	1,200	600	600
出羽地区特別賦課金			
全地区	2,200	1,100	1,100
東地区	500	250	250
北道上地区	500	250	250
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金			
全地区	3,000	1,500	1,500
かんぱい地区	3,000	1,500	1,500
百花園地区	2,000	1,000	1,000
出羽･明治かんぱい事業特別賦課金			
全地区　（田）	5,000	2,500	2,500
全地区　（畑）	2,500	1,250	1,250
西部地区特別賦課金			
西部全地区	2,500	1,250	1,250
ほ場外地区	660	330	330
山王頭首工上流地区	310	155	155
池沼水利費	660	330	330
中部地区特別賦課金			
県ぽ内地区（田･畑）	1,500	750	750
未整理地（田）	400	200	200
長表北部・松栄地区（田･畑）	4,000	2,000	2,000
事業特別・田	2,500	1,250	1,250
事業特別・畑	750	375	375

賦課区分	10a当たり賦課金	第１期	第２期
北部地区特別賦課金			
北部全地区	500	500	－
今江第１地区	1,500	1,500	－
今江中野地区	1,500	750	750
今江内表地区	1,700	1,700	－
今江第３地区	1,000	1,000	－
北部第１地区	1,000	1,000	－
北部第２地区	600	300	300
馬洗場地区	1,000	1,000	－
成安地区　（田）	2,000	2,000	－
成安地区　（畑）	1,000	1,000	－
三社地区	600	600	－
八ヶ郷地区特別賦課金			
八ヶ郷全地区　（田）	1,200	600	600
八ヶ郷全地区　（畑）	1,000	500	500
八ヶ郷全地区（未整理地）	260	130	130
陣場地区	1,000	500	500
陣場新田地区	900	450	450
吉野宿地区	1,000	500	500
鮨洗地区	1,000	500	500
鮨洗夫役	500	250	250
中野地区	1,000	500	500
船町地区	500	250	250
内表地区	600	300	300
南山形地区特別賦課金			
南山形全地区　（田）	1,950	975	975
南山形全地区　（畑）	1,170	585	585
黒沢頭首工維持管理	1,170	585	585
未整理地区　（田）	1,950	975	975
成沢地区　（田）	1,755	878	877
黒沢頭首工上山負担金	6,910	3,455	3,455
事業賦課金整理地　（田）	3,400	1,700	1,700
事業賦課金整理地　（畑）	2,040	1,020	1,020
事業賦課金未整理地（田）	3,400	1,700	1,700
事業賦課金成沢地区（田）	3,060	1,530	1,530
十文字地区特別賦課金	4,000	2,000	2,000
玉虫地区特別賦課金全地区	2,500	1,250	1,250

※　賦課金の算出金額は１円未満切り捨てとする。

※　賦課基準日　･･･　平成28年4月1日

※　納付期限　･･･　第１期　7月31日
第２期　11月30日

平成28年度　各地区の賦課金について

一般会計及び各特別会計の賦課金を各地区毎に集計しますと、次のとおりです。
賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

（単位：円）

地区名	10a当たり賦課金	地区名	10a当たり賦課金
玉虫地区	8,100 ＋（地区賦課金）	北部地区	8,100 ＋（地区賦課金）
南山形地区	8,100 ＋（地区賦課金）	千歳地区	6,900 ＋（地区賦課金）
西部地区	8,100 ＋（地区賦課金）	出羽地区	8,100 ＋（地区賦課金）
久保手・隔間場地区	8,100 ＋（地区賦課金）	明治地区	8,100 ＋（地区賦課金）
中部地区	6,900 ＋（地区賦課金）	十文字地区	5,200 ＋（地区賦課金）
八ケ郷地区	8,100 ＋（地区賦課金）		

平成28年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

（単位：円）

事業地区		10a当たり決済金	事業地区		10a当たり決済金
	1 償却資産準備金	91,169	維持管理	14 今江第1地区	3,000
維持管理	2 全地区	432,239		15 今江第3地区	8,000
	3 明治地区	99,293		16 北部第1地区	10,000
	4 出羽地区	176,543		17 北部第2地区	10,000
	5 千歳地区	138,541		18 馬洗場地区	10,000
	6 久保手・隔間場地区	328,785		19 南山形地区	163,373
	7 出羽・明治地区	136,398		20 八ヶ郷地区	150,328
	8 十文字地区	284,331		21 中部地区	210,815
	9 西部地区	106,059		22 長表北部地区	74,185
	10 北部地区	47,365		23 中部地区（未整理地区）	14,359
	11 成安地区	113,099		24 松栄地区	119,335
	12 今江内表地区	10,000		25 玉虫地区	83,979
	13 今江中野地区	10,000			

平成28年度　各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。
決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

（単位：円）

地区名	10a当たり決済金
南山形地区	523,408円（全地区決済金1+2）+ 163,373円（地区決済金 19）
玉虫地区	523,408円（全地区決済金1+2）+ 83,979円（地区決済金 25）
西部地区（ほ場整備内の田）	523,408円（全地区決済金1+2）+ 106,059円（地区決済金 9）
西部地区（ほ場整備外の田）	523,408円（全地区決済金1+2）
	※　ほ場整備内・外の畑については別算定となります。
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円（全地区決済金1+2）+ 328,785円（地区決済金 6）
北部（一般地区）	523,408円（全地区決済金1+2）+ 47,365円（地区決済金 10） ＋ 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部（成安地区）	523,408円（全地区決済金1+2）+ 160,464円（地区決済金 10+11）
出羽（西地区）	523,408円（全地区決済金1+2）+ 312,941円（地区決済金 4+7）
出羽（東地区）	523,408円（全地区決済金1+2）+ 176,543円（地区決済金 4）
明治地区	523,408円（全地区決済金1+2）+ 235,691円（地区決済金 3+7）
八ヶ郷地区	523,408円（全地区決済金1+2）+ 150,328円（地区決済金 20）
中部地区	523,408円（全地区決済金1+2）+ 210,815円（地区決済金 21） + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円（全地区決済金1+2）+ 138,541円（地区決済金 5）
十文字地区	432,239円（全地区決済金2）+ 284,331円（地区決済金 8）

利水豊穣春の祈願祭

当土地改良区恒例の利水豊穣春の祈願祭が、4月22日に執り行われました。最上川と馬見ヶ崎川の清水による「合水の儀」に始まり、役職員全員で「祈願礼拝の儀」を行い、今年の豊水と豊作、農作業の安全を祈願いたしました。

【合水の儀】

【利水豊穣の碑】

「ESCO事業」

発電所更新事業開始 ～今年の九月より～

ESCO事業による㈱山形発電南館発電所の更新工事が、平成二十八年九月中旬～翌年三月末までの予定で行われます。

工事期間中は、組合員及び関係機関の方々にはご不便とご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

また、工事期間中は、中部・八ヶ郷・北部・千歳・出羽明治地区の水路維持用水が全面停止されますので、ご協力をお願いします。

「蔵王ダム研修」

役員研修視察～蔵王ダム～

今年の冬は降雪量が少なく、暖冬だったため河川流量の減少が懸念されます。

役員会では、四月二十二日に現在の蔵王ダムの貯水量と堆砂状況の視察を行いました。

担当者の方より「例年より雪解けが早く、貯水位が二㍍程高い。」との説明をお聞きし、代掻き・田植期の節水は基より、夏場の出穂期の用水確保についても気持ちを引き締めたところです。

組合員の皆さんの節水における、尚一層のご理解とご協力をお願い致します。

管理運営委員会だより

玉虫地区管理運営委員会　委員長　江口順市

玉虫地区は、山辺町の北西部に位置し、約一二〇haの受益面積があります。山辺西部にある玉虫沼を水源の中心として耕作されてきました。

しかし、最上川の水が来る前は、水の便が悪く水不足に悩まされました。昭和六十年に完工した最上川から通水させた偉業は、農民の苦労の一つであった「夜水かけ」なども不必要になり、水を自由にかけることができる様になったのです。ところが、その後の経済事情や食生活の変化により、米余りとなって減反事業が始まり、米価の低迷を招き、耕作者の高年齢化に伴い、水田の貸付けや作業委託が急激に増えてきております。

平成二十九年度で減反の廃止が決定し、ＴＰＰ問題も絡み、不透明感が漂います。「地域の水田を荒廃させないためにはどうするか。」国などの方針を睨みながら、地域の中で情報を共有し、地域単位で対応することが重要と考えております。

土地改良事業では、農家負担の軽減は最重要課題です。支出を抑え、施設の長寿命化などを図り、多面的機能支払交付金制度を活用し、農道や水路などの補修や、整備などに有効に使いたいと思っています。特に今年は水不足も予想され、節水と水の有効利用に組合員皆様の格段のご協力をお願い致します。当管理運営委員会としましても、組合員の利便性を図るため、一致団結して頑張りたいと思います。

【玉虫明神春祭り】

◇水利のご相談は地元の水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をしていただく３８名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区事務所に直接ご連絡くださっても対応できませんので、必ず地元の水利調整委員に連絡してください。

水利調整委員会　◎委員長　松田 良吉　　○副委員長　峯田 太一郎・鎌田 博

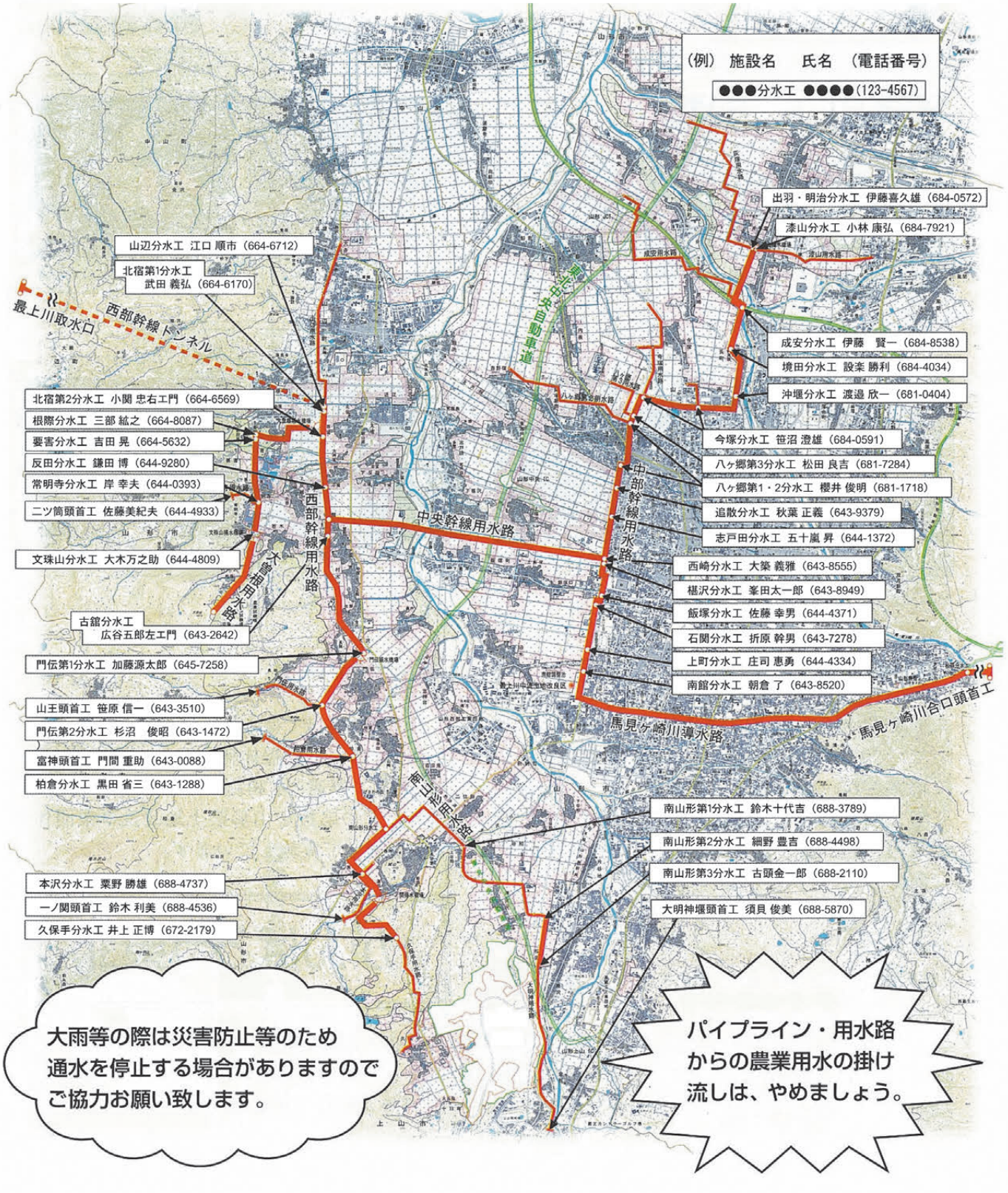

◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

忘れていませんか？
こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年４月１日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1．所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2．死亡又は生前贈与等の名義変更
3．農業者年金受給のため経営移譲
4．住所等の変更
5．賦課金の振替口座関係の変更

【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1．農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2．公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

1．雨水排水の放流
2．工場等の雑排水放流
3．水路への蓋（橋）掛け
4．工事に伴う水路敷使用
5．工事に伴う農道使用
6．農地改良に伴う農道使用
7．下水管、水道管、排水管等の埋設
8．電柱等の設置
9．宅地への通用路としての農道使用

注意！ 滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料
（農道使用の場合）
個人 一件年額 二、〇〇〇円
※ 尚、組合員以外の場合は別料金となります。

二、境界の立会い
●境界立会申請
一件 五、〇〇〇円
●誤謬訂正の申請
一件 一〇、〇〇〇円
●測 量
実 費

三、各種意見書交付手数料
一件 一、〇〇〇円
（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料
一件 一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料
一件 一、〇〇〇円

※ 別途、消費税がかかります。
※ 詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

◎ 各種申請書・書き方は当改良区ホームページからもダウンロード出来ます。

平成２８年度 地区管理運営委員会と担当職員

◇改良区全体に関すること　事務局長　進藤耕司
◇会計に関すること　次長(兼)会計主事　安達久美子
◇総務に関すること　総務課長　齊藤和夫
◇財務に関すること　財務課長　鈴木秀樹
◇管理に関すること　次長(兼)管理課長　原田正昭

当土地改良区には、10の管理運営委員会と2つの維持管理委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の徴収・役員候補者の推薦・その他のことについての仕事をしています。

	地区委員会	委員長(☎)	副委員長(☎)		地区担当職員	
1	明治	東海林貞悦（684－1672）	佐藤薫（684－3918）		寒河江秀明	羽角正明
2	出羽	海和盛行（684－8604）	長瀬正美（684－5598）	丸子宏（684－5848）	秋葉真理	柴崎健一
3	千歳	設樂靜雄（681－0642）	渡邉欣一（681－0404）		原田正昭	有路樹
4	北部	荒木利孝（681－1016）	松田良吉（681－7284）		齊藤和夫	加藤裕二
5	八ヶ郷	安達藤治（681－8382）	遠藤勇（681－1902）		大狭間邦晃	山本竜也
6	中部	斎藤嘉雄（684－0038）	大築義雅（643－8555）		鈴木秀樹	山本竜也
7	南山形	須貝俊美（688－5870）	古頭金一郎（688－2110）		石山廣昭	細野諭
8	久保手・隔間場	井上正博（672－2179）	鈴木秀二（688－5159）	井上清治（672－5361）	秋葉真理	柴崎健一
9	西部 須川西部	小林幸一郎（644－1788）	門間重助（643－0088）		羽角正明	石山廣昭
	西部 山辺南部				大狭間邦晃	加藤裕二
10	玉虫	江口順市（664－6712）	相澤嘉助（664－5369）		遠藤愛実	品川康臣
1	出羽・明治	海和盛行（684－8604）	東海林貞悦（684－1672）		細野諭	有路樹
2	成沢	三澤直己（688－4243）	伊藤公一（688－5061）		寒河江秀明	
1	十文字	高橋賢一（686－5859）	高橋正善（687－3824）		遠藤愛実	安達久美子

マイナンバー制度に係るお願い

平成二十八年一月一日以降の支払いに係る法定調書（源泉徴収票等）に個人番号（マイナンバー）の記載が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、義務づけられました。

当区においても、日当などの支払いを受けた方の源泉徴収票にマイナンバーを記載し交付することになります。つきましては、「承諾書兼個人番号提供書」の提出をお願いすることになりますので、ご理解とご協力お願いします。

《提出書類》
○承諾書兼個人番号提供書
※用紙は当区で準備します。提出の際、添付書類が必要となります。
○添付書類
・個人番号通知カードの写し
・身分証明書の写し
（免許証、パスポート等）

《職員退職》

神保明子さん

長い間お世話になりました。今後のご活躍を祈念します。

平成二十八年三月三十一日付

事務局機構と職員

平成二十八年五月一日現在、事務局体制です。宜しくお願いします。

事務局長　進藤耕司

◇総務課
次長(兼)会計主事・係長　安達久美子
課長(兼)総務係長　齊藤和夫
総括主幹(兼)庶務係長　石山廣昭
(兼)多面的機能支払統括　遠藤愛実
主事　寒河江秀明
主事補　伊瀬谷智保
臨時　金澤千春

◇財務課
課長(兼)管財係長　鈴木秀樹
課長補佐(兼)賦課徴収係長　大狭間邦晃
(兼)多面的機能支払主幹　品川康臣
主任　秋葉真理
主事　佐々木結花
臨時

◇管理課
次長(兼)課長　原田正昭
総括主幹(兼)管理係長　羽角正明
水利係長　柴崎健一
主任　加藤裕二
主事　細野諭
技師補　山本竜也
技師補　有路樹
臨時　畑由美子

多面的機能支払交付金　活動組織紹介

グリーンフィールド西崎

グリーンフィールド西崎は、平成二十六年より「多面的機能支払交付金」と名称が変わった同年五月二十日に設立し、今年で三年目となりました。

構成組織は下条町・城北町・肴町等の組合員で役員は十六名です。対象面積は西崎・菅原・追散及び豊原の農用地（田・畑）六十二haで、水路十六・六km、農道五・六kmの農業施設があります。市街地近郊地域であることから名称も「西崎」という名を取入れました。

活動内容は基礎的保全活動を始め、景観形成活動として小・中学校と連携し、春はサフィニア・秋はパンジー等を植栽しています。また、施設の長寿命化において水路・農道等の補修・更新を行っております。

年々変化していく地域の農地保全を役割として、今後は「地域のことは地域で」を合い言葉として、皆様のご協力とご理解を得ながら、今後も活動していきたいと思っております。

代表　五十嵐　昇

広報看板の設置

草刈り作業

水路泥上げ作業

植栽作業

平成28年度 管内における多面的機能支払交付金の活動組織一覧

地区名	組織名称
長町	長町・沖八区みどりの会
出羽	出羽自然を守る会
中野	中野みどりの会
成安	成安いきいき燦々水土里の会
見崎	見崎農地水の会
今塚	今塚水土里の会
明治	ふる里明治１００の会
江俣	江俣水土里の会
片谷地	片谷地みどり環境保全の会
上谷柏	上谷柏水土里育むみんなの会
大曽根	大曽根ふるさと創成会
村木沢	村木沢みどりの会
柏倉	「柏倉」自然を育むみんなの会
門伝	西部グリーンコミュニティ倶楽部
本沢	本沢地区豊かな地域づくり協議会
船町	船町みどりの会
内表	内表みどりの会
樋沢	樋沢地区ふるさと保全の会
相模	みどりの会さがみ
玉虫	山野辺玉虫地区ふるさと保全の会
沼木	南沼原グリーン守区楽夢
下条	グリーンフィールド西崎
志戸田	志戸田水と緑の会
上町	上町わかば保全の会
八ヶ郷・中野	八ヶ郷・中野耕心会
久保手・隔間場	久保手・隔間場地域資源保全会
津金沢	津金沢みどりの会
八ヶ郷・陣場	陣場農業地域保全会
吉野宿	吉野宿水土里の会
中部・陣場	陣場みのりの会
飯塚	飯塚みどり賛寿壱の会（予定）

平成28年６月１日現在

平成29年度 職員募集のお知らせ

募集職種　一般職並びに技術職

募集人員　若干名

応募資格
- 昭和53年４月２日以降生まれた方で、高等学校以上を卒業した方。
- 普通自動車運転免許を取得している方。（平成29年３月末まで取得見込みの方）

選　考　書類選考後、該当者に試験日を通知
- 第１次試験（教養試験・性格診断検査）
  期　日　平成28年８月７日(日)
  場　所　山形県土地改良事業団体連合会（山形市松栄一丁目７－48）
- 第２次試験（論文記述式及び個別面接）
  第１次試験合格者について当改良区で実施

受付期間
平成28年６月20日(月)～７月15日(金)
午前９時から午後４時（但し、土・日曜及び祝祭日は除く）
郵送の場合、７月15日(金) 必着

申込方法　履歴書を事務所まで持参、または次の住所まで郵送して下さい。

受験申込み・問合せ先
最上川中流土地改良区　総務課
〒990-2476　山形市飯沢62番地の２
tel：023－645－1210（代表）

※申し込みの詳細については、ホームページ並びに『ハローワーク山形』でご確認下さい。